

## 第2章 取引基本表の作成要綱

ある年次を対象とする産業連関表は、大別すれば、①取引基本表、②分析諸表及び③各種付帯表に区分される。

取引基本表は、各部門における投入と産出の実態が部門間等の取引金額によって表されたものであり、基本分類によるものと統合分類によるものとからなる。

分析諸表は、産業連関分析を行う上で必要となる各種の係数等を取り基本表を用いて計算し、それぞれ一覧表にしたものである。投入係数表や逆行列係数表がその代表的なものとなっている。

各種付帯表は、取引基本表の作表上の制約を補うものとして、又は取引基本表からでは得られない補助的な情報を得るために作成されるものである。輸入表、商業マージン表、物量表などがそれである。

以下、本章ではこのような産業連関表のうち取引基本表を取り上げてその作成の概要について説明することとする。

### 第1節 取引基本表の対象

#### 1. 国内生産額

##### (1) 国内生産額の範囲

昭和55年産業連関表の取引基本表の対象となっているのは、いわゆる中間生産物を含めた昭和55年において生産されたすべての財貨・サービスであるが、その生産の範囲は、いわゆる「国内概念」によって規定されることとされており、我が国の政治的な領土内において行われた生産活動に限定されている。このため、我が国において行われた外国籍企業の生産活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除かれている。また、同様にして、我が国の在外公館の活動は含まれているが、我が国に所在する外國公館や国際機関さらには米国の軍隊等の活動は含まれていない。

(注)「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。国民概念は、わが国の居住者主体（国民）が行った生産活動等の範囲を規定する場合に用いられるものであり、例えば、「国民総生産」GNPは、我が国の居住者主体（国民）が生産要素（資本、労働）の提供の見返りとして受け取った所得の総額をいい、我が国の居住者主体が海外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は含まれるが、それらの海外への支払い分は控除されることとなっている。

##### (2) 非営利活動による財貨・サービス

財貨・サービスは、市場において生産原価に見合う価格

で取引が行われるのが通常の姿であるが、取引基本表では、必ずしもそのような財貨・サービス（商品）に限定されることなく、政府や民間非営利団体が提供する生産原価が完全には回収されない価格又は無料の財貨・サービス（非商品）も含まれている。このような政府及び非営利団体の財貨・サービスの国内生産額は、原則としてその経費をもつて計測されている（本章第3節「活動主体分類」の項参照）。

##### (3) 国内生産額の重複計算

各部門の国内生産額の具体的な推計方法は、第3章において述べるとおりであるが、まず、およそ5000品目に整理された細品目ごとに国内生産額が推計され、これを基本分類部門ごとに単純に積み上げることによって、各部門の国内生産額が確定されている。

このため、ある一つの部門に格付けされた細品目がその部門の他の細品目の原材料等として使用されている場合、即ち部門内取引が行われている場合には、その限りにおいてその部門の国内生産額は重複して計上されることとなっている。

例えば、「ミシン、毛糸手編機械」部門をみると、「家庭用ミシン」及び「家庭用ミシン頭部」等が含まれており、それぞれの国内生産額が「ミシン、毛糸手編機械」部門全体の国内生産額として計上されている。この計算の仕組みを詳細にみると、「家庭用ミシン頭部」のうち、「家庭用ミシン」の原材料として現実に使用された部分については、「家庭用ミシン頭部」の生産額の一部であると同時に、「家庭用ミシン」の投入費用の一部としても計上されることとなり、その意味で二重に計算されることとなる。

##### (4) 自家生産・自家消費品の扱い

自家生産・自家消費品の扱いについては、基本的にはそれが基本分類部門を構成する細品目に指定されているものである限りにおいて、その部門の国内生産額に計上されることとなる。

しかし、実際には工業統計などの出荷ベースの統計によって各細品目の国内生産額が推計されるものについては、自家生産・自家消費品の生産額を把握する方法がないため、結果としては国内生産額には計上することができないこととなる。

例えば、上記の「ミシン、毛糸手編機械」部門についてみると、「家庭用ミシン」の製造事業所が、一貫生産によって「家庭用ミシン」を生産している場合には、工業統計で

は「家庭用ミシン」の出荷額が計上されているのみであり、現実にその事業所で生産され、家庭用ミシンに使用された「家庭用ミシン頭部」の生産額はとらえることができないようになっている。

なお、家計における自家生産・自家消費品については、農家における一部の農業加工品を除き、国内生産額には一切計上されていない。

#### (5) 委託生産の扱い

委託生産に係る工業製品の国内生産額は、工業統計による出荷額を基礎として推計されることとされているため、「衣服」部門において代表的にみられるような百貨店、商社などの非製造業部門からの委託生産額を把握することはできない。

このため、工業統計から得られた『加工賃収入額－委託生産費』を非製造業部門からの『委託生産費』とし、次の計算式によって非製造業部門からの委託生産額が推計されている。

$$\begin{aligned} \text{非製造業部門からの委託生産額} &= \frac{\text{非製造業部門からの委託生産費}}{\text{加工賃}} \\ &= \frac{\text{加工賃収入額} - \text{委託生産費}}{\text{製品価格} - \text{原材料費}} \end{aligned}$$

#### (6) その他

ア. 製造小売業の生産品は、該当する部門の国内生産額として計上されている。

イ. 半製品及び仕掛品については、在庫純増減分が国内生産額に計上されている。出荷された半製品は、当然に国内生産額に計上される。

ウ. 部門内取引が行われた中古品の取扱いに関しては、商業マージンのみが「商業」部門の国内生産額に計上されている。

エ. 土地の取扱いに関しては、仲介手数料及び造成・改良費のみが、該当部門の国内生産額に計上されることになっている。

オ. 副産物及び屑の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理することとされている（本章第4節「副産物及び屑」の項参照）ため、国内生産額としては計上されていない。

### 2. 中間取引額の内容

取引基本表の内生部門に掲げられた各マス目の数値は、基本上には各部門間で行われた中間生産物の取引額を表すものとなっている。

行部門（ヨコ方向）にとってはその部門の財貨・サービスの中間生産物としての販売額であり、列部門（タテ方向）に

とってはその部門の財貨・サービスの生産のために必要とされた原材料その他の中間生産物の購入額である。

しかし、内生部門に掲げられた実際の中間取引額は、現実に行われた取引の総額がそのまま計上されるのではなく、購入した各列部門が、その部門の財貨・サービスの生産のために、対象年次（昭和55年）において現実に使用したもの（経常的）に限定されており、資本的取引は除かれている。

これは、各列部門の投入係数の安定性を確保するための措置であり、各列部門において購入された原材料その他のうち、対象年次（昭和55年）において使用されなかったものについては、最終需要部門の「原材料在庫純増」の欄に計上され、中間取引額としては計上しないこととなっている。

なお、このことと関連するが、対象年次（昭和55年）に生産された財貨のうち、どの部門からも購入されず、かつ、使用されなかったものについては、それぞれ最終需要部門の「生産者製品在庫純増」、「半製品・仕掛け品在庫純増」、「流通在庫純増」又は「所在不明在庫純増」のうちの該当する欄に計上することになっている。

また、耐用年数が1年以上で単価が10万円以上のいわゆる資本財については、どの部門が購入した場合でも、内生部門の中間取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」として計上することとされており、どの部門がどのような資本財をどれだけ購入しているかについては、別途、付帯表として「固定資本マトリックス」を作成することによって明らかにされている。

なお、各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分、いわゆる減価償却費については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上されている。

#### 3. 対象期間と記録の時点

産業連関表は、財貨・サービスをめぐる取引活動の実態を部門別に明らかにしようとするものであるが、対象となる取引活動は、1月から12月までの暦年の1年間に行われたものに限定され、かつ、個々の取引活動の時期は、原則として「発生主義」によって規定されることとされている。

従って、これを各財貨・サービスの国内生産額についてみると、まず、財貨の場合は、その財貨が生産された時点が対象年次中のものに限られ、また、サービスについては、そのサービスが需要者に対して提供された時点が対象年次中のものに限定されている。

中間生産物の取引については、その中間生産物が、各列部門における財貨・サービスの生産のために現実に使用された時点をもって取引が行われたものとされており、その時点が対象年次中のものについてのみ、中間取引額として計上されている（前記2参照）。

最終需要部門の「消費支出」(家計外消費支出、家計消費支出、対家計民間非営利団体消費支出及び一般政府消費支出)については、対象となった財貨の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象となるかどうかが判断されることになっている。

「国内総固定資本形成」については、その資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」については、生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することとなった時点をもって、それぞれ記録の対象となるかどうかが判断されている。

輸出及び輸入は、税関当局の通関許可が行われた時点が基準となっている。

なお、一連の生産期間が1年を越える財貨(長期生産物)の取扱いについては、まず、建設物については、対象年次の1年間の工事進捗量をもって国内生産額が計上され、その産出先は「国内総固定資本形成」となっている。また、船舶、重電機等その他の長期生産物については、国内生産額の中に完成品の外、半製品及び仕掛品をも含めることとされ、その産出先は、完成品として引き渡しが行われたものについては「国内総固定資本形成」、その他は「生産者製品在庫純増」又は「半製品・仕掛品在庫純増」となっている。

## 第2節 取引活動の評価方法

### 1. 金額による評価

産業連関表の取引基本表は、1年間に行われた財貨・サービスの取引実態を記録したものであるが、その中で示されている取引活動の一つ一つは、基本的には「数量×価格」で表すことができる「金額」をもってその大きさが計られている。各財貨・サービスには、それぞれに固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粹に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、実際には、横の行方向は原則として同一の財貨・サービスの産出内訳を表すため、同じ尺度で実物量を計測することが可能であるが、縦の列方向にみると、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。

このため、取引基本表の作成に当たっては、「数量×価格」で示される「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価することとなっている。このような金額による評価方法の一つの利点は、他の諸統計との比較が容易となる点に求められるが、一方で、いわゆる「円価値単位」の概念を導入することによって、物量表示の取引基本表と同様なものとして利用することも可能となる点が上げられる。

なお、取引基本表が、このように金額表示となっていることの不備をできる限り補うため、別途、付帯表として「物量表」が作成されている。

### 2. 価格の評価方法

#### (1) 価格評価方法の類型

産業連関表の取引基本表は、取引金額によって表示されているが、その際に問題となるのが「価格」である。価格は、そのとらえ方によって変化し、必ずしも一定しないため、これをどのようなものとしてとらえるかが問題となる。

取引基本表の作成に当たって、価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

① 生産者価格によるか購入者価格によるか

② 実際価格によるか統一価格によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、4通りの価格評価方法ができるようとなる。

① 実際価格による生産者価格評価方法

② 実際価格による購入者価格評価方法

③ 統一価格による生産者価格評価方法

④ 統一価格による購入者価格評価方法

このうち我が国では、「実際価格による生産者価格評価方法」及び「実際価格による購入者価格評価方法」の二つが採用されており、前者による取引基本表を「生産者価格評価表」、後者によるそれを「購入者価格評価表」と呼んでいる。

「統一価格による評価方法」は採用されていないが、これをも含めた価格評価方法の一つ一つについてその特徴を説明すると、次のようなものとなっている。

#### (2) 生産者価格評価方法と購入者価格評価方法

生産者価格と購入者価格との相違は、流通経費、即ち国内貨物運賃及び商業マージンが含まれているか、ないかの違いである。

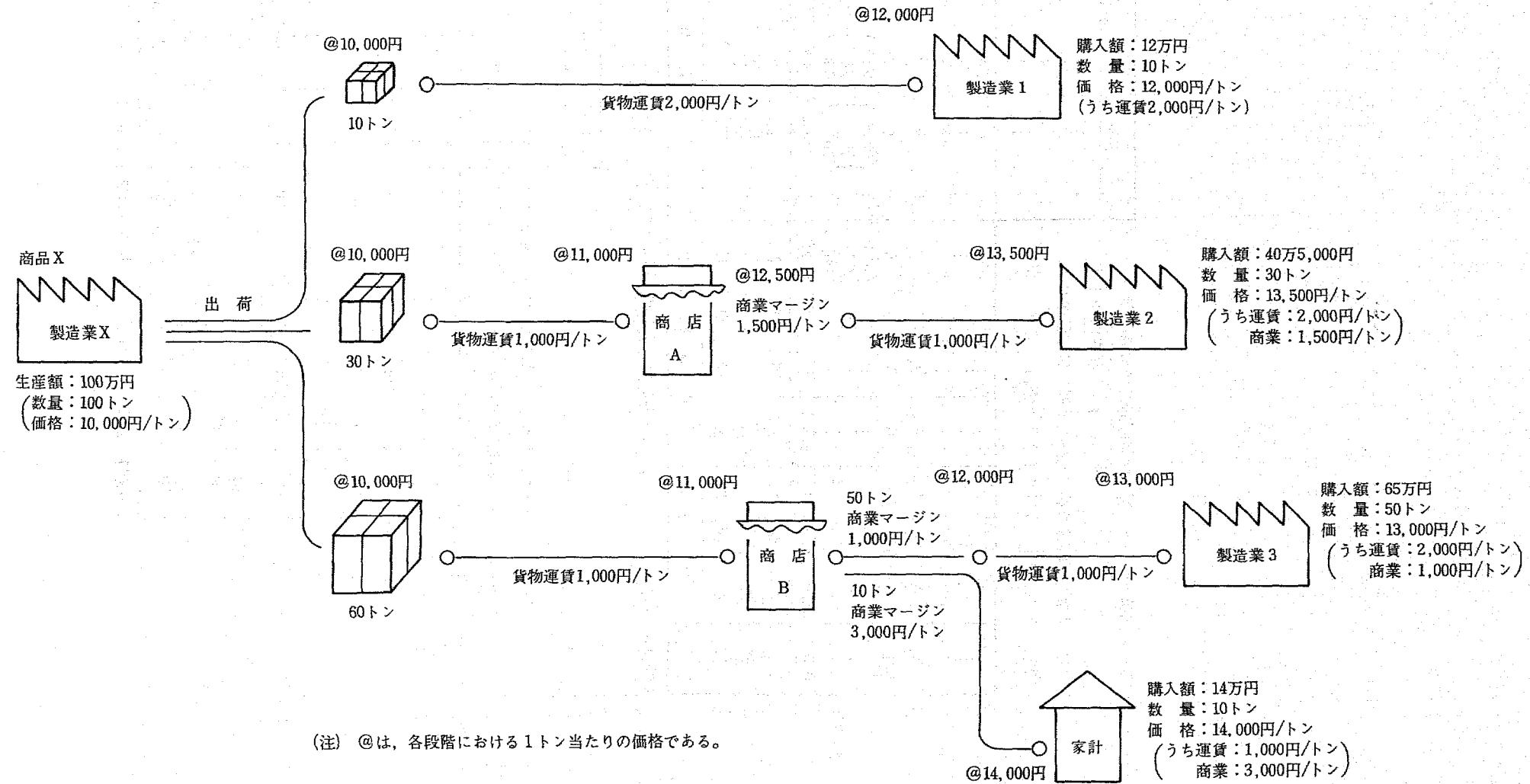
生産者価格は、流通経費が含まれていない価格であり、いわば生産者の工場渡しの価格である。これに対し購入者価格は、流通経費が含まれており、現実の取引認識に近い価格となっている。

我が国の取引基本表は、両者の価格評価方法によって作成されている(第2-4図参照)ので、ここでは、それぞれの特徴を概括的に説明しておくこととする。

まず、購入者価格は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の実際の生産原価の構成を読み取ることが容易であるほか、国民経済計算における他の勘定(所得支出勘定、国民貸借対照表等)との比較性の面で有利である。

しかし、国内貨物運賃及び商業マージンは、財貨・サービスごとに異なり、また、同一の財貨・サービスであって

〈第2-1図 値格形成の流れ一仮設例〉



〈第2-2図 生産者価格評価表－ひな型－〉 単位：1,000円

		中間需要			最終需要			需要合計	(控除)輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	.....	消費	投資			
中間投入	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1,000	0
	商業賃	0	45	50	0	30	0	0	125	0
	運賃	20	60	100	0	10	0	0	190	0
粗付加価値										
国内生産額		.....	.....	.....	.....					

(注) 〈第2-1図〉の数字を表にしたものである。

昭和55年の13部門表は、第1表を参照されたい。

〈第2-3図 購入者価格評価表－ひな型－〉

単位：1,000円

		中間需要			最終需要			需要合計	控除			国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	.....	消費	投資		輸入	商業マージン	貨物運賃	
中間投入	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1,315	0	-125	-190
	商業賃	(100)	(300)	(500)	0	(100)	(+30)	(+10)				
	運賃	(+20)	(+45)	(+50)	0	0	0	0	0	125	0	125
粗付加価値		0	0	0	0	0	0	0	0	0	190	190
国内生産額		.....	.....	.....	.....							

(注) 〈第2-1図〉の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額が計上されている。

昭和55年の13部門表は、第2-1表を参照された

い。

〈第2-1表 昭和55年産業連関表〉

(購入者価格評価表、13部門)

		中間需要												
		農林水産業	鉱業	製造業	建設	電気・ガス・水道	商業・金融・保険・不動産	不動産賃貸料	運輸・通信	公務	サービス	事務用品	梱包	分類不明
中間投入	農林水産業	20479	62	139264	979	—	—	—	12	47	17422	0	0	125
	鉱業	1	54	163205	13980	21208	—	—	2	3	92	0	0	775
	製造業	41391	3496	1129834	246801	33214	28011	219	138494	15209	144491	10411	22237	44225
	建設	739	84	5442	597	2789	22084	1113	2162	2173	4706	0	19	442
	電気・ガス・水道	776	649	52866	5030	4029	7453	335	6899	4418	20148	0	156	2979
	商業・金融・保険・不動産	2781	812	41321	6401	8448	49020	441	15365	214	11892	0	17	4467
	不動産賃貸料	141	145	6045	3101	573	20457	—	5450	593	10189	0	62	1028
	運輸・通信	3484	5994	24114	15570	2910	43287	179	38730	7066	20590	0	45	8014
	公務	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	2448
	サービス	164	222	54291	18758	3558	35065	985	9982	6216	39348	0	159	5553
粗利	事務用品	143	26	4733	422	320	2040	4	729	437	1555	0	26	0
	梱包	1265	2	23181	—	—	2689	—	204	3	10	0	0	103
	分類不明	2181	611	45088	7447	1672	16515	177	5600	66	12251	26	76	0
	小計	73547	12158	1689384	319086	78723	226621	3452	223629	36446	28269	10437	22797	70158
加価値	家計外消費支出	1123	781	39448	12862	1426	21034	189	5998	3664	13652	0	145	1542
	雇用者所得	14149	5252	362898	133306	25083	274008	2923	111441	88459	284261	0	3637	0
	営業余剰	54835	4589	138237	59950	19762	248114	35068	8032	—	74248	0	2208	4497
	資本減耗引当	17514	2957	92496	22144	16729	97043	3320	26960	3900	33219	0	127	0
	間接税	4566	643	82001	5804	6553	33994	2830	4885	284	21752	0	35	461
	(控除)補助金	-4619	-367	-7935	-578	-770	-9058	—	-8399	—	-1503	0	0	-2479
	小計	87567	13854	707144	233488	68783	665085	44330	148916	96307	425629	0	6152	4020
国内生産額		161114	26012	2396528	552574	147505	891706	47783	372545	132752	708326	10437	28949	74178

単位：億円

小計	最 終 需 要							需 要 合 計	(控除) 輸 入			(控除) 商 業 マージン	(控除) 国 貨 運	(控除) 内 物 質	國 内 生 産 額
	家計外消費支出	民間消費支出	一般政府消費支出	国内総本形成	在庫純増	輸出	小計		(控除) 輸入	(控除) 関税	小計				
178390	1922	70807	0	1830	-2843	886	72603	250993	-40489	-608	-41096	-42350	-6433	161114	
199322	0	61	0	0	2177	248	2486	201807	-159039	-4977	-164015	-5231	-6549	26012	
1858033	27555	581636	0	245061	21824	294629	1170705	3028738	-124883	-7516	-132399	-448107	-51705	2396528	
42352	0	0	0	510222	0	0	510222	552574	0	0	0	0	0	552574	
105739	40	34836	6874	0	0	43	41794	147532	-27	0	-27	0	0	147505	
141180	0	244896	0	2321	0	5815	253032	394212	-9430	0	-9430	506924	0	891706	
47783	0	0	0	0	0	0	0	47783	0	0	0	0	0	47783	
169983	658	117102	2736	0	0	34489	154984	324968	-18581	0	-18581	0	66158	372545	
2448	0	2427	127878	0	0	0	130305	132752	0	0	0	0	0	132752	
174301	71689	367686	100796	0	0	1101	541273	715573	-7248	0	-7248	0	0	708326	
10437	0	0	0	0	0	0	0	10437	0	0	0	0	0	10437	
27456	0	1493	0	0	0	0	1493	28949	0	0	0	0	0	28949	
91711	0	0	0	0	-2126	8222	6096	97807	-10900	-21	-10921	-11237	-1471	74178	
3049133	101863	1420944	238284	759435	19032	345434	2884993	5934126	-370597	-13121	-383718	0	0	5550408	
101863															
1305417															
649539															
316409															
163757															
-35710															
2501275															
5550408															

(注) 四捨五入の関係で内訳の計は必ずしも合計と一致しない。

〈第2-4図 実際の取引基本表（産出表）の表示方法〉

単位：1,000円

行／列 部門名	生産者価格額	左のうち輸入	商業マージン	貨物運賃	購入者価格額
商品X					
製造業 1	100	0	0	20	120
製造業 2	300	0	45	60	405
製造業 3	500	0	50	100	650
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
内生部門計	900	0	95	180	1,175
消費	100	0	30	10	140
投資	0	0	0	0	0
輸出	0	0	0	0	0
需要合計	1,000	0	125	190	1,315
(控除)輸入	0	0	0	0	0
最終需要計	100	0	30	10	140
(控除)商業マージン	0	0	-125	0	-125
(控除)貨物運賃	0	0	0	-190	-190
国内生産額	1,000	0	0	0	1,000
商品Y					
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

(注) 基本分類表及び164部門表について、本図のような表示方法が採られている。

なお、「商業マージン」については卸売及び小売の別に、また、貨物運賃につ

いては8機関別となっている。

も取引形態の相違によって異なることが多いなど、安定的ではない要素が強い。産業連関分析では、物量ができるだけ正確に反映された取引基本表が必要となるため、このような不安定な流通経費が除かれている生産者価格評価方法による取引基本表は、産業連関分析を行う上では、より望ましいものであると言うことができる。

#### (3) 実際価格と統一価格

価格の不稳定性は、流通経費のみならず、生産者の出荷価格自体が変動することによってもたらされる。これは、地理的又は時期的な需給状況や取引形態の相違等に基づくものであり、例えば、第2-1図においては生産者（製造業X）の出荷価格は1トン当たり1万円に固定されているが、実際には出荷量の6割を一括して購入している商店Bに対する出荷価格は、1トン当たり9,500円とか9,000円などのように幾らかは割引されるのが、通常の取引形態であろうと考えられる。このような場合に、実際に行われた1万円、9,500円、9,000円などの現実の取引価格によって各取引を評価するのがよいのか、全体の平均価格を求めてこれによって評価するのがよいのかという問題が生ずる。

前者の価格を「実際価格」、後者の価格を「統一価格」という。我が国の取引基本表では、「実際価格」による評価方法が用いられており、「統一価格」による評価方法は採用されていない。

なお、実際価格の場合には価格の評価差による各部門の投入バランスのくずれが生じないという利点がある。

#### (4) 基本価格

国際連合の新SNAにおいて提唱されているものである。生産者価格から純商品税を差し引いた価格を「基本価格」といい、この基本価格によって各取引の大きさを評価しようとするものである。

これは、生産者価格に含まれている商品税については、例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあり、このような場合には取引量が正確に反映されないこととなること、また、同一の部門に格付けされる商品群であっても、それぞれの商品税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって商品税額が異なったものとなり、結果としての投入構成が変動することとなるなどの不都合を避けるためのものである。

我が国においては、昭和45年表の作成に際して、付帯表として「商品税免税マトリックス」の作成が検討されたが、地方の純商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯があるのみである。その後は基本価格の取扱いについては検討されるには至っていない。

ない。

### 3. 輸出及び輸入部門の価格評価方法

#### (1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財貨と同様、工場渡しの生産者価格で評価され、購入者価格評価表の場合は本船渡しのFOB (free on board) 価格で評価されることになっている。

推計資料として用いられている日本貿易統計（大蔵省）では、普通貿易の輸出品はFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合ではそのままの形で利用することが可能となっているが、生産者価格評価表の場合には、日本貿易統計のFOB価格から、別途、工場から本船までの間に掛かった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価することが必要となっている。

#### (2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合も、運賃及び保険料が含まれたCIF (cost, insurance and freight) 価格で評価されることとなっている。

推計資料として用いられている日本貿易統計は、輸入申告書を基にして作成されているが、この輸入申告書に記載されたCIF価格は、税関長が週ごとに公示する為替相場によって円ベースに換算されたものとなっている。

なお、輸入品の供給価格は、このようなCIF価格に関税及び輸入段階で国内製品と同様にして課税される商品税を加えたものとなっている。

#### (3) 特殊貿易の輸出入

特殊貿易の輸出入、即ち居住者と非居住者との間で行われた非要素サービス及び普通貿易に計上されない財貨の取引額については、推計資料の大部分が四半期ごとのものとなっているため、その取引額の評価に当たっては、原則として経済企画庁が国民経済計算の作成に当たって用いた次のような為替レートが用いられている。

昭和55年	1月～3月	4月～6月	7月～9月	10月～12月
円／ドル	243.38	233.20	220.19	210.76

## 第3節 部門の設定方法

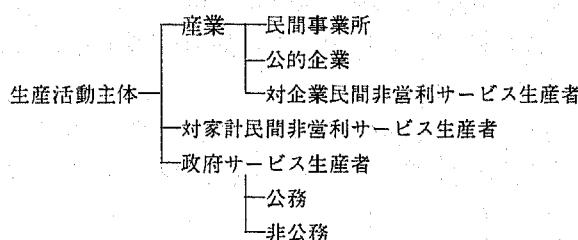
### 1. 内生部門

#### (1) 活動主体分類

産業連関表の内生部門を構成する各項目を狭義の「部門」という。表側の行部門は、1年間に生産された財貨・サービスを対象とし、これを販売という側面から分類したものであり、表頭の列部門は、それらの財貨・サービスについて、これを生産活動面から分類したものとなっている。

このような内生部門に掲げられる財貨・サービスの範囲は、一般的に「商品」と言われる『通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財貨・サービス』が主体となっているが、全体としては次に掲げるような生産活動主体の相違に応じた3種類の財貨・サービスが含まれている。

これらの3種類に大別される財貨・サービスは、それぞれ活動の基本原理の異なる主体によって生産されるものであるため、後述（第4節）のように国内生産額等のとらえ方が大きく異なったものとなっている。



#### 〈産業〉

「産業」とは、利潤の獲得を目的として「商品」を生産する事業所の生産活動単位をいう。

しかし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても、「産業」活動によって生産されたものとして取り扱うことになっている。

#### ア. 公的企業

この分野に属するものとしては、まず、民間事業所において生産されている財貨・サービスと同じ種類のものであって、政府機関又は公営企業によって生産され、その販売価格又は料金が供給される財貨・サービスの量又は質に比例するものであり、かつ、購入者の自由意思に基づいて購入されるものが上げられる。日本国有鉄道、日本専売公社、日本電信電話公社、郵便事業、林野事業などがそれである（巻末資料「政府諸機関の扱い」参照）。

また、印刷局、造幣局などのように、民間事業所と同じような財貨を政府自身の用に供するために生産している場合も、この分野に属するものとして取り扱われることになっている。

ただし、公園、保健、教育、文化などの通常の社会的、公共的なサービスについては、明らかに生産費用に見合う価格又は料金が設定されている場合を除き、「産業」活動によるものとはされないこととなっている。

#### イ. 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業に対して、その能率や収益力を高めるため、技術指導や試験、研究

などのサービスを提供している各種の経済団体のことをいう。

これらの団体が提供するサービスは、もしこれらの団体が提供しなければ、企業自らが行わなければならないものであるため、「産業」活動によるものとされている。

国際連合の新SNAでは、完全に又は主として政府機関の支配と資金の供給を受けているものは「産業」には含まれないとしているが、我が国の産業連関表では、日本科学技術情報センター、日本私学振興財團などのように政府の特殊法人なども幾つかが含まれている（巻末資料「政府諸機関の扱い」参照）。

#### ウ. その他

家計又は民間非営利団体が所有し、使用している住宅については、住宅賃貸料の帰属計算（第4節参照）を行うため、仮設部門として「産業」に格付けされることになっている。

また、家計、民間非営利団体又は政府が、自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動は、「産業」として取り扱われている。

なお、「家計」としての農家が、自家消費用として生産する味噌等の一部の農産物加工品は「産業」活動によるものとされている。

#### 〈対家計民間非営利サービス生産者〉

「対家計民間非営利サービス生産者」は、一般的には、労働組合、政党、宗教団体、同業組合、友愛団体、社交クラブなどのよう、特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的な団体であり、これらの団体により、「家計」に対して、利益追求を旨とすることなく提供される福祉、宗教、文化、レクリエーション、社会施設等のサービスが、この分野に属するサービスとして取り扱われることとなっている。これら団体の活動経費は、通常、会員からの会費や個人、企業、政府などからの寄付金、補助金及び財産所得によって賄われている。

なお、国際連合の新SNAでは、政府により完全に若しくは主として支配されるか又は資金の調達を受けているものは「政府サービス生産者」に格付けされるとしているが、我が国の産業連関表では、国家公務員共済組合、社会保険診療報酬支払基金などの公的色彩の強い団体のサービスについても、幾つかがこの分野に格付けされている（巻末資料「政府諸機関の扱い」参照）。

#### 〈政府サービス生産者〉

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通のサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きな相違があるものをいう。

中央及び地方政府の活動のうち、上記の「産業」又は「対

家計民間非営利サービス生産者」に格付けされたものを除いた、1.行政、国防及び治安の維持、2.保健、教育、文化、レクリエーション及びその他の社会サービス、3.経済成長、福祉、技術開発の促進などがこれに含まれることとなっている。

産業連関表では、これをさらに、「産業」部門において対応する部門又は類似する部門があるものについては、産業連関分析上の必要のため、これを「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし、残りの部分を一括して「公務(中央)」及び「公務(地方)」として分類することになっている(卷末資料「政府諸機関の扱い」参照)。

## (2) 基本分類

取引基本表の内生部門は、上記のように、1.産業、2.対家計民間非営利サービス生産者、3.政府サービス生産者、の三つに大別される各活動主体によって生産され、供給される3種類の財貨・サービス群で構成されており、その最も細分された段階のものが「基本分類」と言われるものである。取引基本表の作成に当たって行われる国内生産額、投入額及び産出額の推計作業とその結果に基づく計数の調整作業は、この基本分類による部門をベースとして行われている。その際、部門数は多ければ多い程、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入構成も安定したものになると言われている。

昭和55年表の場合は、行541部門、列406部門が設定されているが、従来の表では、

昭和26年表：9部門（経済企画庁）

182部門（通商産業省）

昭和30年表：行310×列278

昭和35年表：行453×列339

昭和40年表：行467×列339

昭和45年表：行541×列405

昭和50年表：行554×列405

となっている。

基本分類の具体的な設定方法は、基本的には、およそ5000品目に整理された財貨・サービスの細品目群(その一つ一つの細品目の生産を担当する事業所の各部門のこと)を「生産活動単位」という。について、国内生産額等の推計に当たって、既存資料の利用が容易であり、かつ、他の諸統計との比較も可能となることなどを勘案しつつ、使用目的や機能、性格などの類似した幾つかの細品目を積み上げていくことによって各部門が設定されている。

その際、行部門については、産出先の類似したものは一つの部門にまとめられ、各列部門における輸入係数の異なるものは、これを別の部門とするなどの配慮がなされている。

また、列部門については、原則として行部門に対応した形で設定されることとなっているが、その際、投入構成が類似しているものは一つの部門にまとめられることとされているため、結果としては行部門数に比べて列部門数が少ない縦長の表になるのが通常の姿である。

なお、各年次における基本分類の設定に当たっては、時系列比較や国際比較性が重視されることとなっているため、その後における国内生産額の増減等に応じた部門の新設や既存部門の分割、統合、概念・定義の変更等が行われる(卷末資料「基本分類の変更点」参照)が、基本的には、日本標準産業分類及び国際標準産業分類に対応する形で設定された既存の枠組みについては、大幅な変更は加えないこととなっている。

なお、このような基本分類とは別に、各部門の財貨・サービスの性格を明らかにするため、次のような特殊分類が設定されている。

## 〈特殊分類〉

- 1. 成品 2. 脊投入 3. 脊発生 4. 副産物投入
- 5. 副産物発生 6. 商業マージン 7. 国内貨物運賃

## (3) 統合分類

作成された産業連関表の公表に当たっては、基本分類による取引基本表のほか、利用目的に応じた各種のサイズの取引基本表が用意される。

(注) 取引基本表のサイズ：内生部門の行及び列の部門数をもって表すこととされている。例えば、昭和55年表の場合の基本分類による取引基本表は、541×406部門表のように表される。なお、行及び列の部門数が同じ場合には、その共通の部門数をもって表される。

このような各種のサイズの取引基本表に用いられるのが「統合分類」である。基本分類による幾つかの部門を統合することによって設定されるものであり、昭和55年表の場合には、次のようなものが用意されている。

## 〈統合小分類〉

国際比較を考慮したものであり、国際標準産業分類のいわゆる4けた分類に対応できるように設定されている。国際標準産業分類に対して、我が国の経済事情その他を考慮して、若干の部門の統合、分割が行われ、164部門となっている。

## 〈統合中分類〉

産業連関分析を行う上で、最低限必要となる部門を織り込んで設定されたものである。昭和55年表の場合は、昭和50年表の場合の61部門に対して、紙、化学、金属、機械等の面で若干の部門分割が行われ、72部門となっている。

なお、最近年次においては、この統合中分類による取引基本表が、最終的な確報の公表に先立ち、速報として公表されることとなっている。昭和55年表の場合には、昭和58年6月21日の閣議に関係資料を配布するとともに、同日付けをもって公表されている。

#### 〈統合大分類〉

13部門からなるものをいう。産業連関表の構造を概括的に示すためにこの13部門による取引基本表が、言わば『ひな型』として作成されている。

#### 〈28部門分類〉

統合大分類は、相当のウェイトを占める「製造業」がわずか1部門として表されているに過ぎないため、産業連関分析を行おうとする場合には、大きな制約が生ずることとなる。このため、統合大分類の製造業を16部門に分割し、簡便な形での産業連関分析ができるように改善したものである。昭和55年表において始めて設定された。

## 2. 外生部門

### (1) 最終需要

産業連関表の「最終需要」は、行列で示された新SNAの行部門の「商品勘定」と列部門の「消費勘定」、「蓄積勘定」及び「海外勘定」との交点に相当する各部分行列に、輸入の取扱いに関し『競争輸入型』を採用していることに伴う控除項目の「輸入」が加わったものとなっている。

これは、「家計外消費支出」を除けば、経済企画庁で作成する国民経済計算における「国内総支出」に相当するものであり、次のように国民経済計算に対応する形での項目の設定が行われている。(第2-2表参照)

### (2) 粗付加価値

産業連関表の「粗付加価値」は、行列で示された新SNAの列部門の「商品勘定」と行部門の「消費勘定」との交点に位置する部分行列で表されるものであり、「国内総生産」に相当するものとなっている。

このため、「家計外消費支出」の取扱いを除き、次のように国民経済計算(経済企画庁)の場合とほぼ同じ項目が設定されている。(第2-3表参照)

### (3) 家計外消費支出の扱い

家計外消費支出は、端的に言えば「企業消費」とも言うべきものである。

最終需要としての家計外消費支出には、いわゆる交際費や接待費等の名目で消費された財貨・サービスの内訳が計上されている。また、粗付加価値としての家計外消費支出は、「宿泊・日当」、「交際費」及び「福利厚生費」の三つに分類されている。

このような家計外消費支出については、経済企画庁の国

民経済計算では、企業が生産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、これを付加価値又は最終需要には含めてはいない。しかし、産業連関表では、これは営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計部門に対して現物の形で移転されたものであるとして、これを外生部門に位置づけている。

粗付加価値からこの家計外消費支出を差し引いたものが、経済企画庁の国民経済計算における「付加価値」ということになり、両者の比較の上では特に支障は生じない。

〈第2-2表 産業連関表と国民経済計算との対応（最終需要）〉

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
家計外消費支出	(内生産部門に格付けされている)
民間消費支出	民間最終消費支出
家計消費支出	家計最終消費支出
対家計民間非営利団体消費支出	対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出	政府最終消費支出
中央政府消費支出	中央政府
地方政府消費支出	社会保障基金 地方政府
国内総固定資本形成（政府）	国内総資本形成 総固定資本形成
国内総固定資本形成（民間）	公的 一般政府総固定資本形成 企業設備投資 住宅投資
在庫純増	民間 企業設備投資 住宅投資
生産者製品在庫純増	在庫品增加 製品在庫
半製品・仕掛品在庫純増	仕掛品在庫
流通在庫純増	流通在庫
原材料在庫純増	原材料在庫
所在不明在庫純増	
輸出	経常海外余剰 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得
輸出（普通貿易）	財貨 運輸・通信、保険サービス、その他
輸出（特殊貿易）	直接購入
輸出（直接購入）	海外からの要素所得
（国内概念のため設定されていない）	
輸入	財貨・サービスの輸入と海外への要素所得
輸入（普通貿易）	財貨 運輸・通信、保険サービス、その他
輸入（特殊貿易）	直接購入
輸入（直接購入）	海外への要素所得
関税、輸入品商品税	
（国内概念のため設定されていない）	

（注）産業連関表の□内は、統合中分類に対応する最終需要の項目である。

〈第2-3表 産業連関表と国民経済計算との対応（粗付加価値）〉

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
家計外消費支出	(内生部門に格付けされている)
賃金・俸給	雇用者所得 賃金・俸給
その他の雇用者所得	
社会保険料（雇用主負担）	社会保障雇主負担
その他の給与及び手当	その他の雇主負担
営業余剰	営業余剰
資本減耗引当	固定資本減耗
間接税（関税を除く）	間接税
(控除) 補助金	(控除) 補助金

(注) 1. 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表と国民所得統計との間で若干の相違がある。

産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「その他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（経済企画庁）では「賃金・俸給」として計上されている。

2. 産業連関表の □ 内は、統合中分類に対応する粗付加価値の項目である。

## 第4節 特殊な扱いをした部門

取引基本表は、複雑で多面的な性格を持った財貨・サービスの取引活動の実態を一覧表にまとめ上げようとしたものであり各種の分析目的に堪え得るものを作成しようとすれば、次のような幾つかの部門について、特殊な取扱いや約束ごとが必要となるのはやむを得ないことである。

### 1. 運輸及び商業部門

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、運輸及び商業部門を経由して行われるものが大部分であるため、これを忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係が間接的なものとなり、その実態が分かりにくいものとなる。

例えば、A部門が生産した商品をB部門が100単位だけ必要となった場合、通常の取引形態としては、まず、その商品がA部門から商業部門に対して輸送（運賃：10単位）され、次いで商業部門において商業マージン20単位を付加した上で、B部門に輸送（運賃：10単位）し、取引が完結する。このような取引過程をそのままの形で記録すると、次の図の(1)のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難なものとなってしまう。

このような欠点を避けるため、財貨の取引については、供給（産出）する部門と消費（投入）する部門との間で直接行われるものと仮定し、その過程で行われた運輸活動及び商業活動に対する運賃及び商業マージンは、別途、消費部門から運輸及び商業部門に対して支払われるものとする取扱いが行われることになっている。

### 2. コスト運賃及び商業

原材料等の取引に伴う流通経費としての貨物運賃及び商業マージンの取扱いに関しては、上記1のとおりであるが、實際にはこのような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される次のような特別な運輸活動及び商業活動が行われており、これらに伴う経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合においても、「コスト運賃」及び「コスト商業」として、それぞれ行部門の「運輸」及び「商業」に計上することとされている。

#### 〈コスト運賃〉

##### 1. 生産工程の一環として行われる輸送活動に伴う経費

ア. 木材や生鮮食料品のように、集荷場や卸売市場等において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等までに要した輸送費用  
イ. 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させるために要した費用

ウ. 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

##### 2. 引越し荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、廃棄物、廃土砂などのような商品とは考えられないようなものに係る輸送費用

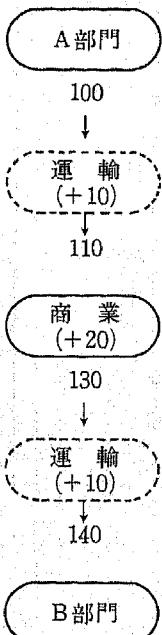
自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物、廃土砂は、清掃作業や地下鉄等の公共工事に伴って発生するものであり、取引基本表において特殊な取扱いが行われている「屑」とは異なり、取引の対象とはならない無価値の物と考えら

〈第2-5図 運輸及び商業部門の取扱い〉

(取引の流れ)

(1) そのまま表示した場合

(2) 実際の表示方法 (生産者価格評価表)



	A	B	商業	運輸	最終需要	国内生産額
:						
A			100			
B						
:						
商業			130			
運輸			10	10		
付加価値						
国内生産額						

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には運輸及び商業活動による付加価値10単位及び20単位の計30単位が付加された別種の商品Aであるということになる。

	A	B	商業	運輸	最終需要	国内生産額
:						
A			100			
B						
:						
商業			20			
運輸			20			
付加価値						
国内生産額						

れているため、それらを投入（購入）する部門は存在せず、それらを輸送するために要した費用についてのみ、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として運輸部門との交点に計上することになっている。

#### 〈コスト商業〉

1. 輸入商品のCIF価格に含まれていない外国商社からのサービスの提供は、商業の輸入として「輸入（特殊貿易）」部門に計上されることになっているが、このような外国商社からのサービスの提供額は、「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱うこととされている。輸出商品についての受取代理店手数料についても同様の扱いとなっている。  
(注) 外国商社からのサービスの提供は、国際収支表では「代理店手数料の支払い」として計上されている。

2. 同一部門内での中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが計上されることになっているが、この取引マージンについても「コスト商業」として扱われている。具体的には、家計における中古の書籍、衣服、乗用車、道具類などの取引や固定資本形成に該当する中古のバス・トラック等の取引に伴う商業マージンがこれに相当する。

#### 3. 輸入

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財貨又は同じ部門に格付けすることができる財貨については、国産品と輸入品との区別は行わず、全く同じ取扱いをしようとするものである。これを、通常、「競争輸入型」と呼んでいる。

これに対し、全く同じ種類の財貨であっても、国産品と輸入品とではその生産された経済圏が異なるという理由で、相互に区別した取扱いをしようとする方式がある。「非競争輸入型」と呼ばれるものである。

我が国においては、原則として前者の「競争輸入型」の方式によって取引基本表が作成されている。

以下、それぞれの方式について、その概要を説明することにする。

##### (1) 競争輸入型

国産品と輸入品とを区別せず、相互に全く同じ取扱いをしようとする方式である。各財貨・サービスの販路構成を示す行部門の各マス目には、国産品と輸入品との合計額が計上されることとなるため、行部門の総合計（「総供給」という。）は、国内生産額を輸入額分だけ超過することになる。このため、取引基本表を作成する上で、列部門とのバランスをとるため、輸入を「マイナスの需要」として最終需要部門に再掲することになっている（下図のひな型1参照）。マイナスの需要は、供給を意味する。

競争輸入型の取引基本表は、これを利用する上では、各列部門における国産品と輸入品との消費比率は同じであるという仮定が必要となるが、我が国では、付帯表として輸入品だけを取り出した「輸入表」を作成することによって、このような不備を補うことになっている。

なお、我が国の取引基本表は、原則としてこのような競争輸入型で作成されることになっているが、実際には、原料炭、鉄鉱石、原油、天然ガスなどのような一部の財貨については、国産品と輸入品とではその産出先が大きく異なること、又は、形状、品質等が異なり相互の価格に開きがあることなどの理由により、これを非競争輸入型で処理し、その他の一般財貨については競争輸入型で処理するという下図のひな型2のような「競争・非競争輸入型」の方式によることとなっている。

このような折衷型の取引基本表は、各列部門における国産品と輸入品との消費比率の相違が正確に反映されるため、完全競争輸入型の表に比べてそれだけ分析誤差の発生が回避されることとなる。

〈第2-6図 競争輸入型の構造〉

① 完全競争輸入型 (ひな型1)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出 (控除) 輸入	国 内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100
B	20	10	50	10	20	15	10	-35
C	5	10	5	50	60	40	40	-50
D	5	5	20	15	70	30	30	-25
粗付加価値								
	10	15	55	35				
国 内 生産額	50	100	160	150				

(注) 粗付加価値部門を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計額である。

② 競争・非競争輸入額 (ひな型2)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出 (控除) 輸入	国 内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0
A(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100
B	20	10	50	10	20	15	10	-35
C	5	10	5	50	60	40	40	-50
D	5	5	20	15	70	30	30	-25
粗付加価値								
	10	15	55	35				
国 内 生産額	50	100	160	150				

(注) 商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計額が計上されている。

〈第2-7図 非競争輸入型の構造〉

① 完全非競争輸入型

	A	B	C	D	消費	投資	輸出 (控除) 輸入	国 内 生産額
国 産	A	5	10	20	10	5	0	0
	B	10	10	30	10	20	10	10
	C	5	10	5	40	30	30	40
	D	5	5	15	15	55	25	30
輸 入	A	5	50	10	30	5	0	-100
	B	10	0	20	0	0	5	0
	C	0	0	0	10	30	10	0
	D	0	0	5	0	15	5	0
粗付加価値								
	10	15	55	35				
国 内 生産額	50	100	160	150				

(注) 我が国においては、「輸入」の部分が付帯表(輸入表)として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型の取引基本表を作成することも可能となっている。

② 非競争輸入型 (簡略型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出 (控除) 輸入	国 内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	-
B	10	10	30	10	20	10	10	-
C	5	10	5	40	30	30	40	-
D	5	5	15	15	55	25	30	-
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-190
粗付加価値								
	10	15	55	35				
国 内 生産額	50	100	160	150				

(注) 輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

(2) 非競争輸入型

国産品と輸入品とを相互に区別し、それぞれ別の行部門としてその販路構成を明らかにしようとするものである。現実の輸入品の販路構成が、品目ごとに明らかにされるため、競争輸入型のように各列部門における国産品と輸入品との消費比率が同じであるという無理な仮定をおく必要がないだけ、経済構造の現状分析には有利であると言われている。

#### 4. 副産物及び屑

ある一つの財貨の生産に当たって、特定の生産技術を前提とした場合には、目的とした財貨のほかに、生産工程上必然的に別の財貨が一定量だけ生産されることとなる場合がある。その財貨を主生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

産業連関表では、一つの生産活動からは一つの生産物しか生産されないという前提(結合生産物の不存在)が置かれているため、このような副産物及び屑については、特殊な取扱いが必要となる。その方式として

- 1 一括方式
- 2 トランプラー方式
- 3 マイナス投入方式(ストーン方式)
- 4 分離方式

の四つがある。我が国では原則としてマイナス投入方式によって処理することとされているが、一括方式及びトランプラー方式も部分的に採用されている。

以下、この四つの方式について、都市ガス部門が主生産物として都市ガスを100単位、副産物としてコークスを10単位生産し、それぞれ家計及び銑鉄部門に対して販売している場合を例として、その概要を説明することにしよう。

##### (1) 一括方式

都市ガスと副産物のコークスとを区別せずに、両者を一括して都市ガス部門の生産額として計上する考え方である。

都市ガス部門におけるコークスの生産が、コークス部門に対して何らの影響をもたらさないという非現実的な

〈第2-8図 一括方式〉

	…都ガ 市ス	コク クス	銑 鉄	…家消 計費	国生 産額
都 ガ ス		10		100	110
コー クス					
銑 鉄					
… 内 生 産 額	…110				

(注) 都市ガス部門の「コークス」10単位が、「都市ガス」として銑鉄部門に産出されている。

前提に立っているが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も便宜的に許されることとなる。我が国の取引基本表では、養鶏部門の「鶏ふん」がこの方式によって処理されている。

##### (2) トランプラー方式

都市ガス部門の副産物であるコークスを一たんコークス部門に産出し(トランプラー)，コークス部門を経由して銑鉄部門に産出させる方式である。都市ガス部門のコークスは、都市ガス部門にもコークス部門にも国内生産額として計上されることとなる。我が国の表では、新聞、雑誌、放送の各部門における「広告」がこの取扱いとなっている。

この方式は、分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要はコークス部門に対して直接の影響を及ぼさないが、コークスに対する需要がコークスを生産するためには都市ガスの生産を誘発させるという歪んだ形が引き起こされることとなる。

〈第2-9図 トランプラー方式〉

	…都ガ 市ス	コク クス	銑 鉄	…家消 計費	国生 産額
都 ガ ス		10		100	110
コー クス			10		(10)
銑 鉄					
… 内 生 産 額	…110	(10)			

### (3) マイナス投入方式 (ストーン方式)

都市ガス部門のコークスは、都市ガス部門がコークス部門からマイナス投入（販売）したこととし、銑鉄部門に対する産出はコークス部門から行うこととする方式である。提唱者の名前を冠して「ストーン方式」とも言われているが、この方式では、都市ガス部門のコークスは、いずれの部門にも国内生産額としては計上されないこととなる。

分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスの供給を増加させ、結果としてコークス部門の生産を抑制することとなるが、コークスに対する需要は都市ガスの生産に対して直接の影響を及ぼさない形となる。この方式によれば、副産物としてのコークスが専業としてのコークスよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、都市ガスに対する需要が大きく、コークスに対する需要が小さい場合には、コークス部門の生産がマイナスになるという不都合な点もある。

〈第2-10図 マイナス投入方式〉

	… 都ガ 市ス	コク ス	銑 鉄	…	家消 計費	国生 産 内額
⋮						
都 ガ ス					100	100
コー ク ス		-10	10			(0)
銑 鉄						
⋮						
	100	(0)				

### (4) 分離方式

都市ガス部門の生産活動を、主生産物である都市ガスの生産活動と副産物のコークスの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

都市ガス部門の生産活動は、本来、分割することのできない完結体であり、形式的にせよこれを分割したとしても、両者の活動水準は一定の比率を保つはずであるが、都市ガスとコークスに対する需要の比率が異なることによって、その活動水準の比率が変化させられてしま

うという非現実的な事態が生ずる。我が国の取引基本表ではこの方式は一切用いられていない。

〈第2-11図 分離方式〉

	… 都ガ 市ス	コク ス	銑 鉄	…	家消 計費	国生 産 内額
⋮						
都 ガ ス					100	100
コー ク ス				10		(10)
銑 鉄						
⋮						
国 内 生 産 額					100 (10)	

### 5. 帰属計算部門

帰属計算とは、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門であり、経費又は消費として計上される。

帰属計算を行う部門とその範囲は、次のとおりとなっている。

#### (1) 狹義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

- ・預貯金の管理、貸付及び融資業務

……………金融（帰属利子）部門

- ・証券の発行・引受け、信託及び信用保証等の業務

……………金融（手数料）部門

このうちの前者の「金融（帰属利子）」部門について、帰属計算方法を用いた特殊な取扱いが行われる。

金融（帰属利子）部門の国内生産額は、貸付金に対する受取利子と預貯金に対する支払利子との差額（帰属利子）として計算される。

このようにして計算された帰属利子の産出先については、金融機関が①預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給すること、②直接金融が一般的でない社会において、企業に対して融資のルートと資金の集中を確保すること等のサービス活動を行っており、その効用は主として貸付け先（資金需要者）が享受

しているものと考えられるため、新SNAにおける取扱いと同様、すべて産業部門において中間消費される扱いとなっている。

#### (2) 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、受取保険料（支払保険金+準備金純増）で計算される帰属保険サービスを生産しているものと考えられている。その産出先は、生命保険についてはそのすべてが家計消費支出であり、損害保険については家計消費支出のほか内生部門に対しても産出されている。

#### (3) 政府建物に係る資本減耗引当

公務、教育等の部門における減価償却を行っていない政府建物について、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上することとされている。

#### (4) 持家住宅及び給与住宅に係る住宅賃貸料

持家及び給与住宅について、これを市中の粗賃貸料で評価し、「住宅賃貸料」部門の国内生産額（営業余利）として帰属計算することとされている。産出先は、すべて家計消費支出である。

### 6. 仮設部門

産業連関表の内生各部門は、財貨・サービスの種類に応じて設定されることとなっているが、その中には、独立した一つの部門とは考えられないものが幾つか含まれている。

〈第2-12図 自自家生産部門の扱い〉

#### ① 自家輸送部門を立てない場合

	製造業A	最終需要	国生産内額
原料 1	20		
原料 2	30		
原料 3	50		
石油	10		(10)
粗付加価値	40		
国内生産額	150		

(注) 製造業が自家輸送用として石油を10単位使用している場合についてこの自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

これらは、取引基本表を作成する上の便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」と呼ばれている。昭和55年表においては、次のようなものが仮設部門として設けられている。

#### (1) 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、郵紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に消耗品等として一括して処理されることが多いため、これらは「鉛筆」「消しゴム」「郵紙」などの個別の部門からの投入とはせずに、一括して「事務用品」部門からの投入として取り扱われている。

#### (2) 鉄屑及び非鉄金属屑

副産物及び屑は、原則としてマイナス投入方式によって処理することとされているが、この場合、副産物は、それを主生産物とする部門が別に設けられているため問題は生じないが、鉄屑及び非鉄金属屑については、そのような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」が設けられている。

なお、他の屑については、例えば故紙の場合の「製紙パルプ」のように関係の深い原材料部門に格付けすることによって処理されている。

#### (3) 自自家生産部門

#### ② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

	製造業A	自輸 家送	最終需要	国生産内額
原料 1	20			
原料 2	30			
原料 3	50			
石油	0	10		(10)
自家輸送	10	—		(10)
粗付加価値	40	0		
国内生産額	150	(10)		

「自家用旅客自動車輸送」、「自家用貨物自動車輸送」、  
「自家教育」及び「自家研究」は、厳密に言えば、いずれもそれ自体としては一つの生産活動であり、それぞれ運輸業や教育、研究の部門に格付けされるべきものである（自家こん包については「こん包」に格付けされ、そのような取扱いとなっている。）が、これらの生産活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

このため、これらを本来の部門とは別に「仮設部門」として独立させ、内生経費の投入構造のみを推計し、本来の部門との対比を行うことになっている。

なお、これらの自家生産部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、国内生産額がそれだけ大きくなるので注意が必要である。

#### 7. 物品賃貸業部門（使用者主義と所有者主義）

生産設備としての機械、装置等に係る費用等の取扱いについては、原則として使用者主義によることとされている。これは、投入係数の安定性を確保するための措置であり、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備を使用した部門にその費用等を計上するという考え方である。

このため、自己所有の生産設備に係る維持補修費及び減価償却費については問題はないが、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び利潤としての純賃貸料は、賃貸業ではなく、それを使用した部門の経費又は営業余剰として計上することとなっている。

しかし、いわゆる物品賃貸業は、最近、そのウエイトを高めつつあり、独自の産業分野を形成するようになっているため、一定のものについては、使用者主義の原則から除外し、所有者主義によって処理するのがより実態に則したものとなっている。「電子計算機・同付属装置賃貸業」、「業務用物品（除電子計算機等）賃貸業」、「貸自動車業」及び「その他の対個人サービス」に含まれる物品賃貸業がそれらである。

#### 8. 政府活動

いわゆる「政府活動」は、第3節の「活動主体分類」の項で述べたとおり、その内容によって1.産業、2.対家計民間非営利サービス生産者、3.政府サービス生産者の活動に大別されるものとなっている。

これらのうち、公的企業などのように「産業」に格付け

されたものについては、一般的の商品生産活動と全く同じ取扱いが行われることになっているが、「対家計民間非営利サービス生産者」及び「政府サービス生産者」の活動とされたものについては、その活動の基本原理が異なる等のため、取引基本表を作成する上で特別な取扱いが行われることになっている。

まず、政府サービス生産者の活動は「公務」及び「非公務」に大別されるが、政府活動のうち、この後者の非公務と対家計民間非営利サービス生産者の活動とされたものについては、国内生産額は経費総額をもって計測され、産出先は、それぞれのサービスに対して支払われた料金相当額についてはその受益部門に計上され、残りの額が中央若しくは地方政府消費支出又は対家計民間非営利団体消費支出として計上されることになっている。

また、中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公務」については、人件費を含む経費総額をもって国内生産額が計測され、その内訳が中間投入部門及び粗付価値部門の該当する欄に計上されるとともに、その産出先は主として中央又は地方政府の消費支出となっている。

なお、「公務」部門の取扱いについては、昭和45年表以前においては、財貨・サービスの生産活動とは考えず、単なる中央及び地方政府の消費活動であるとして、経費総額のうち中間投入に相当する経費については、内生部門には計上せず、最終消費者としての「中央及び地方政府消費支出」の欄に直接計上することとされ、公務員の給与その他の附加価値部分についてのみ、内生部門に格付けされた「公務」部門の「粗付加価値」の欄に計上されることとされていた。

しかし、国際連合の新SNAでは、「公務」の活動についても、これを「その他の財貨・サービス生産者」の活動であるとして、全体を一つの内生部門に格付けた上で処理することとされており、我が国においても、昭和50年表以降はこのような新SNAの方式に準拠することとなり、上記のような取扱いが行われるようになっている。

#### 9. 「分類不明」の意味

「分類不明」は、一般的には、いずれの部門にも属さない取引活動を一まとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の誤差の集積部分としての役割も含まれているため、「マイナス」の計数が計上されることもあり得ることとなっている。